



福島市告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は告示の日から生ずる。

平成21年 1月20日

福島市長 濑 戸 孝 則

1 区 域 上名倉、立子山および飯坂町茂庭地区の一部
(別紙のとおり)

別紙

編入する字名	同上に編入される区域
上名倉字粕内	上名倉字清合西 四五
立子山字長坂	一一の二、一二の二、一一の三、一三の一、一三の二、一四の二、一五の二、一五の三、一六の二、一七の二、五九の二、六四の二、六四の四、六四の五、六五の五、六五の一から六五の三まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
立子山字若ノ内	立子山字京沢山 一八の二、一九の六、一九の七、一九の九、一九の一、一九の二、一九の三
立子山字京沢	四九の二、五〇の二、五一の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに、五一、五八に隣接する道路である公有地の全部
飯坂町茂庭字広瀬前	六八の五、七二の二、九一の二、九二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
飯坂町茂庭字清水川原	